

1. 法人税

❖ 法人税の仮納税

法人税の政策について、2022年10月30日付、政府は政令・第91/2022/ND-CP号を発行しました。詳細は以下のようになります。

四半期第4期において仮納税した法人税の総額は年間確定申告に基づいた納税すべき法人税額の80%を下回ってはなりません。納税者は四半期第4期において仮納税しなければならない税額と比較して、納税が不足している場合、修正規定により、国家予算に四半期第4期の法人税の仮納付期限の最終日の翌日から未払いの税額の納付日の前日までの不足分で計算される延滞税を納付しなければなりません。

最初の四半期第3期までの仮納付税額が確定申告の75%を下回り、税務調査機関に延滞税を計算された企業で、四半期第4期の仮納付税率を再適用する際、決定額の80%を下回らず及び延滞額を軽減するため、本政令とともに発行される付録にあるフォーム・第01/GTCN号を税務局に提出することができます。

❖ 外国人労働者へのビザの申請費用に対する法人税の政策

外国人労働者へのビザの申請費用に対する法人税の政策について、2022年10月12日付、ハノイ市税務局発行のオフィシャルレター第・49303/CTHN-TTHT号の詳細は以下のようになります。

会社はベトナムでの勤務条件を満たす為、外国人労働者の在留期間の延長、新規の査証（ビザ）申請の支援サービスを支払い、この支出が労働者への福利厚生性の性質を持つ場合、福利厚生者の支出は2015年6月22日付の通達・第96/2015/TT-BTC号の第4条の条件を満たし、通達・第25/2018/TT-BTC号の第3条4項に規定する企業の課税年度1カ月の平均給与を超えない場合、法人税の課税所得を確定する際に、損金算入することができます。

2. 個人所得税

❖ 税務申告書類の提出不要なケースの補足

税務申告書類の提出不要なケースの補足について、2022年10月30日付の政府発行の政令・第91/2022/ND-CP号の詳細は以下のようになります。

月次または四半期ごとの個人所得税の申告の場合、個人所得税の申告者は所得を支払う組織または個人ですが、**その四半期に所得受領対象者の個人所得税の源泉徴収がない場合**、納税者は納税申告書を提出する必要はありません。

3. 付加価値税

❖ 輸出加工区で実施する仲介サービスに対する付加価値税

輸出加工区で実施する仲介サービスに対する付加価値税について、2022年9月23日付、ハノイ市税務局発行のオフィシャルレター・第46742/CTHN-TTHT号の詳細は以下のようになります。

- ベトナムでの輸出加工区にある顧客に仲介サービスを提供し、仲介サービスが輸出加工区（輸出サービス）で実施、利用され、規定上の契約書及び銀行を通じて輸出サービスを支払う証憑がある会社の場合、税率0%での付加価値税の領収書の発行を実施します。
- 国内顧客に仲介サービスを提供及び海外の会社がベトナムで実施、利用される会社の場合、税率10%での付加価値税の領収書を発行します。

4. インボイス

❖ インボイス使用停止通知用紙のフォームの変更

2022年10月30日付、政府発行のインボイス使用停止通知用紙のフォームの変更についての政令・第91/2022/ND-CP号の詳細は以下のようになります。

政令・第126/2020/ND-CP号に添付される付録IIIの用紙のフォーム・第04-1/CC号は政令・第91/2022/ND-CP号に添付されるインボイス使用停止通知用紙のフォーム・第04-1/CC号に変更されます。

5. 企業の海外借金の借入、返済に対する為替管理

❖ 短期、中期及び長期の借金の履行状況の報告

2022年9月30日付、国家銀行は、企業の政府に保証されない借入金の借入又は返済の状況についての通達・第12/2022/TT-NHNN号を発行しました。その中で規定されるのが、

毎月定期で、遅くとも報告期の翌月の5日までに、借入者は電子ページにある短期、中期又は長期の借金の履行状況をオンラインで必ず報告しなければなりません。

電子ページの技術的なエラーで報告の提出ができない場合、借入者は本通達に添付発行されている付録5のフォームに従い書面で提出しなければなりません。

6. 労働

❖ 労働雇用状況の報告の実施

2022年11月14日付、ホーチミン市労働、傷病兵、社会問題局発行の2020年12月14日付の労働雇用状況の報告についての政令・第145/2020/NĐ-CP号の第4条の実施についてのオフィシャルレター・第33629/SLĐTBXH-VLATLĐ号を発行しました。詳細は以下の通りです。

本社、事業所の住所がホーチミン市に位置する企業は**2022年12月5日までに**2022年の労働雇用状況の報告書（添付フォームに従った）を提出しなければなりません。

オンラインで提出する報告は一般情報、署名・捺印済みの報告書の写真（拡張子*.pdfで）及びソフト版（エクセルファイル：拡張子*.xls、*.xlsxで）。提出方法は以下のいずれかの方法が選べるようになっています。

- 国家公共サービスポータル (<https://dichvucong.gov.vn>)で「社会保険納金の調整登録機関連携手続き及び労働雇用状況の報告」を選ぶ。
- 労働、傷病兵、社会問題局 <https://forms.gle/JqHU5UoqVz5rXNc77> の Link 又は本オフィシャルレターに添付されるQRコードで提出。

❖ **2023年1月6日までに2022年の外国人労働者の雇用状況報告書を提出しなければなりません。**

2022年の外国人労働者の雇用状況の報告実施についての2022年11月18日付、ホーチミン市労働、傷病兵、社会問題局発行のオフィシャルレター・第34158/SLĐTBXH-ATLĐ号。

2022年に外国人労働者を雇用している企業は政令・第152/2020/NĐ-CP号とともに発行されているフォーム・第07/PLI号に従って、外国人労働者の雇用状況の報告書を提出しなければならず、提出期間は2022年12月15日から2023年1月5日までになります。

報告書のデータは2021年12月15日から2022年12月14日までの外国人労働者の総合データが含まれます。

報告書の提出形式：

- Google Form のリンク <https://forms.gle/kNqRgsH42Vu4evwj8> にアクセス。
- もしくは、添付QR Codeをスキャンして報告書の提出リンクにアクセス、そして、外国人労働者のデータ及び朱印が押された報告書のコピー（拡張子PDFで）を労働、傷病兵、社会問題局にオンラインで提出します。

お問合せ：

KHAI MINH CONSULTING COMPANY LIMITED

ホーチミン市第 1 区 Dakao ワード Vo Thi Sau 通り 45 号

Citilight Tower、6 階、603 室

Tel: 84 28 3820 5731 / 2 Fax: 84 28 3820 0906

(英語)

Tran Mai Tuong Vy

tran.mai.tuong.vy@kmc.vn

Nguyen Van Mui

nguyen.van.mui@kmc.vn

(日本語)

Le Quoc Duy

le.quoc.duy@kmc.vn

Nguyen Thi Thao Uyen

nguyen.thi.thao.uyen@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。